

一般管理費等の内訳・ドライバー（1/3）

- 複数の部門に共通に関連する一般管理費は、以下の3段階に分けて各部門に整理している。
NW原価の帰属、配賦の基準は省令に定められているが、事業者が経済産業大臣に届け出ることにより、事業者の実情に応じた基準を設定することも可能
 - － 直課：特定部門に全て帰属させることができる費用を、各部門に整理すること。
 - － 帰属：直課できない費用を、客観的かつ合理的な基準（コストドライバー）を設定し、それに従って各部門に配分すること。
 - － 配賦：直課や帰属では整理できない費用を、代理的な比率を用いて各部門に配分すること

【◎電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令 別表（第8条及び第9条関係）第1表 一般管理費等、変電費、配電費の整理の基準】

1. 一般管理費等へ整理された基礎原価等項目ごとの額の7部門（水力発電費、火力発電費、新エネルギー発電費、送電費、変電費、配電費及び販売費）への整理の基準

(1) 基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに、各7部門に直接整理（以下「直課」という。）すること。

(2) (1)の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第2表に定める活動帰属基準（代表的な物量若しくは金額の比率をいう。以下同じ。）又は配賦基準（他の基礎原価等項目において整理済みの物量若しくは金額の比率をいう。以下この表において同じ。）を用いて整理すること。

2. 変電費の配電用変電サービス費及び受電用変電サービス費への整理の基準

(1) 基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに配電用変電サービス費又は受電用変電サービス費に直課すること。

(2) (1)の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第2表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。

3. 販売費の給電費、需要家費及び一般販売費への整理の基準

(1) 基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに、給電費、需要家費又は一般販売費に直課すること。

(2) (1)の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第2表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。

一般管理費等の内訳・ドライバー (2/3)

◎電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令 別表 (第8条及び第9条関係) 第2表 活動帰属基準、配賦基準分類表

第2表

活動帰属基準、配賦基準分類表

	一般管理費等 (第1表1.(2)関係)		電気費 (第1表2.(2)関係)		電気費 (第1表3.(2)関係)	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準
役員給与	直課された各部門人員数比	—	—	受電用受電及び配電用変電の建設費比	直課された人員数比	—
給料手当	同上	—	—	同上	同上	—
給料手当控除額(貸方)	同上	—	—	同上	同上	—
退職給与金	同上	—	—	同上	同上	—
厚生費	同上	—	—	同上	同上	—
雑給	同上	—	—	同上	同上	—
消耗品費	同上	—	—	同上	同上	—
修繕費	各部門業務用建物床面積比	—	受電用受電及び配電用変電の受任設備費比	—	業務用建物床面積比	—
補償費	—	直課された各部門補修費比	—	受電用受電及び配電用変電の受任設備費比	—	直課された人員数比
賃借料	各部門業務用建物床面積比	—	—	受電用受電及び配電用変電の受任設備費比	業務用建物床面積比	—
託送料	—	—	—	同上	—	—
事業者間調整費	—	—	—	同上	—	—
委託費	—	各部門業務用建物床面積比	—	同上	—	業務用建物床面積比
損害保険料	—	直課された各部門損害保険料比	—	受電用受電及び配電用変電の受任設備費比	—	直課された人員数比
種及開発関係費	—	各部門原価比又は直課された各部門費及研究開発費比	—	受電用受電及び配電用変電の建設費比	—	—

委託費	直課された各部門人員数比	—	—	同上	直課された人員数比	—
研究費	—	直課された研究費比	—	同上	—	直課された人員数比
経費	—	直課された各部門人員数比	—	同上	—	同上
固定資産税	各部門業務用建物床面積比	—	受電用受電及び配電用変電の建設費比	—	業務用建物床面積比	—
雑税	—	直課された各部門雑税支出額比	—	受電用受電及び配電用変電の建設費比	—	直課された人員数比
減価償却費	各部門業務用建物床面積比	—	受電用受電及び配電用変電の建設費比	—	業務用建物床面積比	—
固定資産除却費	同上	—	同上	—	同上	—
共有設備費等分担額	/		—	受電用受電及び配電用変電の建設費比	/	
共有設備費等分担額(貸方)			—	同上		
建設分相違費照算額(貸方)	直課された各部門設備別建設費比	—	受電用受電及び配電用変電の建設費比	—	—	直課された人員数比
對非事業用業務用分相違費照算額(貸方)	—	各部門原価比	—	受電用受電及び配電用変電の建設費比	—	同上
開発費	各部門研究費比	—	—	同上	—	研究費比
開発費償却	同上	—	—	同上	—	同上
株式交付費	各部門設備別建設費比	—	受電用受電及び配電用変電の建設費比	—	—	直課された人員数比
株式交付費償却	同上	—	同上	—	—	同上

一般管理費等の内訳・ドライバー（3/3）

◎電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令 別表（第8条及び第9条関係）第2表 活動帰属基準、配賦基準分類表

社債発行費	同上	—	同上	—	—	同上
社債発行費償却	同上	—	同上	—	—	同上
法人税等	—	各部門原価比	—	受電用配電用家電の建設費比	—	同上
電気事業報酬	—	内容ごとに各部門設備の建設費比	—	同上	—	同上

※表第3（第25条関係）

完全従量料金=第25条第4項本文の規定により設定した販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金+①+第25条第4項本文の規定により設定した販売電力量に応じて支払を受けるべき料金

2. 制度変更に伴う査定について

制度変更① 発電・送配電の設備区分の見直し

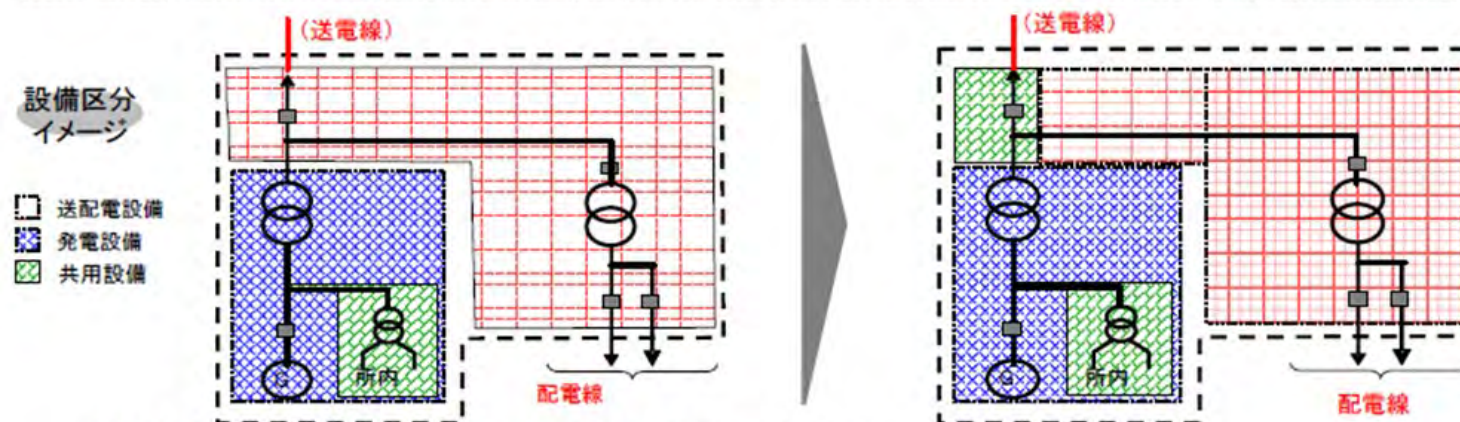
● 背景

改正電気事業法において、一般送配電事業は「自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び発電量調整供給を行う事業」と定義

● 変更内容

上記改正を踏まえ、託送料金原価算定において原価算入する資産の区分について、発電所における一般送配電機能に関連する設備を、送配電設備に区分する

査定の例) 発電所から直接配電線が伸びている場合・・・配電用の設備のみ送配電設備として整理



出典：第7回電気料金審査専門会合（平成27年10月30日）における各社提示資料及び各社ヒアリング結果より作成

制度変更② 小売・配電の業務区分の見直し

● 背景

新たなライセンス制の導入に伴い一般送配電事業と小売電気事業の業務を厳密に切り分ける必要が生じたことから、託送料金の算定のため、小売・配電の業務区分を見直し

● 変更内容

営業所等で営業部門と配電部門が一体的に行っている業務について、業務の性質・内容に応じて小売電気事業に関連する業務と一般送配電事業に関連する業務に分類、再整理

(参考) 営業所等の業務内容について、標準的な業務及び業務区分（ネットワーク（NW）、小売、共通）を、以下のように設定

	業務内容	具体的な業務内容	整理の考え方	業務区分
1 契約受付	①申込受付	<ul style="list-style-type: none"> 窓口にて、需要家（電気工事店含む）から供給設備工事、契約負荷設備変更等を伴う電気使用契約申込書を受付。申込書の記載内容を確認するとともに、受付内容のシステムへ登録 	<ul style="list-style-type: none"> 受付内容にNWと小売の要素が混在しているため 	共通
	②工程管理 (供給検討、工事手配等)	<ul style="list-style-type: none"> 引込線や柱上変圧器など供給に必要な配電設備形成にあたり、設備設計・選定を行うとともに、工期の調整や工事の手配・管理を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 送配電設備形成のために必要な業務のため 	NW
	③負担金算定	<ul style="list-style-type: none"> 供給工事において工事費負担金が発生する場合には、負担金を算定し請求 		NW
	④契約審査	<ul style="list-style-type: none"> 契約全般の内容について、適切に処理されたか（供給工事が完了したか、工事負担金が発生する場合にはその受領が完了したか等）審査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 申込に付随して生じる業務であることから、申込受付と同様に共通 	共通
	⑤異動登録・照合	<ul style="list-style-type: none"> 契約及び設備に係る情報についてシステムへの登録を行うとともに、登録内容の確認を実施 		共通